

図書館・アーカイブズ分野の主要国際機構とその情報源(I)

金 容 媛

【要旨】 1960年代から情報や資料・アーカイブズの重要性が認識され、情報技術の発展に伴い、図書館・アーカイブズ分野における国際協力が進展してきた。国境を越えた情報・記録の生産・流通が展開され、さまざまな分野における協力が必要となり、国レベルを越えたユネスコ、ISOのような政府間機構やIFLA、FID、ICAのような非政府間機構による図書館・アーカイブズ分野における国際的計画が積極的に進められている。国際機構により生産される有用な情報・記録を国際社会が共有するために、公開は必然の原則である。本稿では、図書館・アーカイブズ分野の国際協力の歴史的背景と現状を考察し、その中で国際的に重要な役割を果たす国際機構であるユネスコ、IFLA、ICAについて、情報源および情報の生産と普及・流通を紹介する。続編では、他の関連国際機構について紹介する。

【キーワード】 図書館、アーカイブズ、文書館、国際機構、UNESCO、IFLA、ICA

目 次

- 1 はじめに
- 2 国際機構とその情報源
 - 2.1 国際機構とは（定義・分類・現状）
 - 2.2 国際機構の情報・資料（生産と流通、類型、特徴など）
- 3 図書館・アーカイブズ分野の主要国際機構とその情報源
 - 3.1 図書館・アーカイブズ分野における国際協力の歴史的背景
 - 3.2 図書館・アーカイブズ分野における国際協力の現状
 - 3.3 ユネスコ（国連教育科学文化機関：UNESCO）
 - 3.4 IFLA（国際図書館連盟）
 - 3.5 ICA（国際文書館評議会）
- 4 他の関連国際機構の情報源
- 5 おわりに

（以上、本号）

以下、次号

1 はじめに

今日の国際化時代は国境を越えた相互依存関係にあり、その相互依存度は科学技術・経済的側面のみならず、教育、文化、社会など、すべての分野に影響を及ぼしている。国際政治、経済、貿易、文化等の国際関係の情報を生産する主軸は国際化時代の重要な役割を担う国際機構である。国際社会の急激な進展により、国際機構による情報の生産および流通は複雑に多様化している。このような国際機構から生産される情報・資料を国際社会・人類が共有するために公開は必然の原則である。また有用な国際機構の情報を収集・活用することは国際社会および国際競争において、国の発展のために必須である。

本稿では国際機構の情報源の本質を理解するために、第2章で国際機構の定義、組織構造、類型など一般的な背景について考察する。国際機構の情報源の理解を深めるために国際機構の情報・資料の生産と流通、類型、特徴などについて言及する。

第3章では、まず図書館・アーカイブズ分野にお

ける国際協力の歴史的背景について考察し、現状について紹介する。その中で、国際的に大きな影響力をもち重要な役割を果たしている国際機構として、ユネスコ、IFLA、ICAの活動などをとりあげ、それぞれの機構の基本情報および情報の生産・流通・普及について紹介する。そして、情報へのアクセス可能性 (accessibility) と活用可能性 (availability) についても考察する。

第4章では、他の図書館・アーカイブズ関連の国際機構とその情報源について紹介する。最近の統計 (Yearbook of International Organizations 2009/2010) によれば、国際機構は政府間機構 (IGO) が989、非政府組織 (NGO) が12,446となっているが、そのうち図書館・アーカイブズ関連の国際機構 (IGO/NGO) である約40機関をとりあげ、その情報源について紹介する予定である。(第4章以降は、次回刊行の紀要に掲載する予定である。)

2 国際機構とその情報源

2.1 国際機構とは (定義・分類・現状)

国際機構とは、複数の国家によって共通の目的達成のために国家間の条約に基づいて直接設立された、独自の主体性を有する常設的な団体を指す。国際組織、国際機関、国際団体、政府間機構などともいわれる。英語でも、international organizationのほか international institution, international body, inter-governmental organizationなどが使われる。広義には、民間の国際協力団体 (non-governmental organization: NGO) や多国籍企業などを含めることもあるが、通常は国家間の条約に基づいて設立された公的な団体を意味する。

一般的に、国際機構は非営利の共同目標を達成するために少なくとも3カ国以上の加盟国の間で協力をもとに設置される有機体であるといえる。

国際機構はさまざまに分類しうる。第一に、加盟国の範囲によって、普遍的国際機構 (国際連合 (UN) のように、世界のすべての国を対象とするもの) と地域的国際機構 (欧州連合 (EU) のように、特定

の地域に限定されたもの) に分けられる。第二に、目的によって、一般的国際機構 (国連のように、特定の分野に限定されず、国際の平和と安全の維持、経済、社会、文化、人権、環境など幅広い分野を対象とするもの) と専門的国際機構 (特定の分野に限定されるもの、国際労働機関 (ILO)、世界保健機関 (WHO)、国連教育科学文化機関 (UNESCO) など) に分けられる。第三に、権限によって、超国家的国際機構 (EUのように、加盟国のなかの個人や会社に対して、直接拘束力のある決定や命令を出すことのできる権限をもつもの)、業務的国際機構 (世界銀行のように、自らの固有の業務を行い、国・会社・個人などの活動は規制せず、財やサービスを直接提供するもの)、政策調整的国際機構 (OECD (経済協力開発機構) のように、共通の政策や基準を定め、これによって加盟各国の政策を調整する権限をもつもの) に分けられる。

最近の統計 (2008年現在) によれば、国際機構の数は7,491、NGOの数は54,977に上る。(ただし、ここでカウントされている国際機構には国際機構の下部組織も含む。)

2.2 国際機構の情報・資料 (生産と流通、類型、特徴など)

国際機構から種々の多様な情報・資料が生産されるが、その大部分は各機構の規定により生産されるもので、各機構の活動報告や機構の公式活動を遂行するために作られた情報・資料である。その設立目標に合致する活動計画により関連分野が多様であり、加盟国の増加に伴い公式言語が増え、また地域も拡大する。そこで、情報・資料は当該機構の組織単位が機能を遂行するための手段であると同時に、機構の活動舞台である国際社会とのコミュニケーションの手段として、多くの国際機構は情報・資料の生産と普及のための独自の組織、予算、プログラムをもっている。生産される情報・資料は、特定機構の多様な公式活動を支援する内容が主で、関係する多くの人によって生産される共同著作物であるため、著者、職員、編集者、翻訳者等で構成される著

者部署 (author departments) といわれている部署が担当している。

国際機構で生産される情報・資料は、1) 各機構の定款や内規を含む基礎資料、2) 機構内の各種組織の会議に関する公式記録、3) 各種報告書、4) 勧告・指針書、5) 統計集、6) 決議案、7) 広報資料、8) 書誌類、9) 参考資料、などが含まれる。これら資料は、機構はもとより加盟国のためにも作成されるものであるため、言語は機構の公式言語および加盟国の言語 (大部分は英語を含む) で生産される。刊行の形態も単行本またはシリーズもの、定期刊行物として継続的に刊行されるものが多い。物理的な形態も、印刷媒体、映像資料、マイクロ資料、機械可読資料、電子資料、ネットワーク情報源など多様である。

国際機構で生産される情報・資料を、1) 文書・ドキュメント (documents) と、2) 刊行物 (publications) に大別することができる。文書・ドキュメントは当該機構の公式的機能および業務を遂行する過程で自然発生的に生産され、または必要に応じ意図的に企画・生産される。これらの資料は、機構内の各種単位組織で遂行する任務と活動を支援するために限られた部数のみが印刷形式 (通常写印刷版、オフセット版、コンピュータプリントなど) で生産されるが、後に、外部の要求により正式出版物として生産される場合も多い。また、文書・ドキュメントは、機構傘下の部署や関連機構、加盟国の政府および他の国際機構とのコミュニケーション手段として無償で配布される。

また、国際機構が生産する文書・ドキュメントを以下のように分類することができる。

- 1) 行政文書 (administrative documents) : 当該機構の内部業務の進行と関連する内部用の情報資料であり、外部からの需要はほとんどない。
- 2) 機関文書 (institutional documents) : 当該機構の機能遂行に関する公式記録 (official record) として、活動と業績に関する情報資料である。公式記録として外部に発表・公開さ

れるもので、外部からの需要は多い。

- 3) 政策文書 (policy documents) : 主に政策決定、提案、討議内容、決議などを支援する報告書が含まれるもので、これらの情報は、加盟国の政府部署、議会、経済界の主要関心事である。加盟国に公式に配布される。
- 4) 立法文書 (legislative documents) : 当該機構の活動に関する勧告事項、決議案、加盟国に共通する原則、法規、および国際条約などであり、これらは加盟国に公式に配布される。

このように、国際機構で生産される大量の文書・ドキュメント類は機構の加盟国には公式経路を通じ配布されるとともに当該ホームページから全文 (full text) または PDF で公開される。

国際機構の情報・資料は、その機構の設立と存続が幅広い国際理解と協力に依存するという前提で、その活動と業績を一般に広く広報することを目的とする。また、多数の国際機構は専門的な研究を支援するため、その成果である研究資料の内容を国際社会が共有する観点から広く普及することも多い。刊行物として、広報資料、専門研究報告書 (当該機構の主要関心分野)、統計資料、各種会議録、多様な主題の定期刊行物、各種名簿と年鑑類、書誌類などがあり、販売価格は一般商業出版物の定価より低く設定され、適切な販売ルートを通じて流通される。広報資料は無料で利用できる。

国際機構の情報・資料の流通プロセスをみると、多くの国際機構は自らの活動と業績を広く知らせるために、多様な流通プロセスを通じて各種情報・資料を普及・流通させている。国際機構で生産される情報・資料の流通経路は一般の情報・資料の流通プロセスとは異なっている。

例えば、国連では情報・資料の配布・普及基準のレベルを4つに定めている。

- 1) 一般的配布 (general distribution) : 最も包括的な情報・資料群として既存の文書類、会議の最終記録、主要機構の決議案とその他の決定事項、報告書などがあり、一般的配布に該当する情報源は一般公衆に公開が可能な情

報・資料である。

- 2) 制限的配布 (limited distribution) : 臨時報告書、草案、会議日程関連などの臨時の文書類で、時間の経過とともに一般的配布になる場合が多い。
- 3) 限定的配布 (restricted distribution) : 一般に公開されない内部情報・資料で、時間の経過とともに公開可能になる場合が多い。
- 4) 出席者のみ配布 (participants only) : 会議の出席者のみに配布される臨時の情報・資料で、これらものちに公開される場合が多い。

一方、国際機構の情報・資料の流通プロセスは、

- 1) 無料配布・寄贈、2) 販売、3) 交換に区分される。

- 1) 無料配布・寄贈 : 規定により継続的に配布される場合が多く、一部は外部の要請により広報用と寄贈用の資料として提供される場合が多い。一般的に公式の無料配布は寄託制度を活用しており、主に図書館 (depository library) を対象とし、当該機構の広報と一般利用者への情報提供を目的とする制度である。多くの国際機構が日本に地域事務所をおき、東京大学、慶應義塾大学等の主要大学図書館を寄託図書館として情報・資料を提供している。
- 2) 販売 : 国際機構の文書・ドキュメントは主に内部資料として生産されるが、外部の需要が高い文書類は外部配布および販売のために出版物として再生産される。これらの情報・資料は機構の広報が主な目的であり、特定の利用者や一般公衆を対象としており、低価格である。出版物の形式は報告書、研究評価書、高度の学術的価値をもつシリーズもの、政策決定や遂行に必要な統計集、各種会議の最終報告書などである。
- 3) 交換 : 国際機構の情報・資料のほとんどは世界の利用者に広く伝達される。国際機構資料の一次的利用者は、会議に出席する加盟国代表団、関係職員、加盟国の政府部署などが対

象である。二次的利用者は、国際機構資料に含まれる特定の情報・専門情報を必要とする世界各国の経済界、産業界、学界などである。特に、国際問題に対する国際機構の役割の増大と世界の秩序・平和や安全保障問題などは社会科学の研究者に、環境・医療・科学技術の発展などは自然・応用科学の研究者の情報ニーズに有用な情報資源である。

3 図書館・アーカイブズ分野の主要国際機構とその情報源

1960年代から、情報の重要性の認識や情報技術の発展により、図書館・アーカイブズ分野の国際協力が急激に増大した。国境を越えた情報の生産・流通が展開され、様々な分野に国際的協力が必要となったため、国レベルを越えた国連教育科学文化機関 (UNESCO)、経済協力開発機構 (OECD)、国際標準化機構 (ISO) のような政府間機構や国際図書館連盟 (IFLA)、国際情報ドキュメンテーション連盟 (FID)、国際文書館評議会 (ICA) のような非政府間機構、欧州連合 (EU) のような複合国家機構の地域連合による、図書館・アーカイブズ分野における国際的計画・活動が積極的に進められてきた。

ここでは、図書館・アーカイブズ分野における国際機構と国際協力の歴史的背景について考察し、国際協力の現状を紹介する。その中で、国際的に大きな影響力をもち重要な役割を果たしている国際機構として、ユネスコ、IFLA、ICAの活動および情報源について紹介する。

3.1 図書館・アーカイブズ分野における国際協力の歴史的背景

情報の重要性が改めて認識され、情報技術の発展により国際的な情報流通が活発になるにつれ、国際的情報関連機構が国際協力に関心をもつようになった。国際情報流通には様々な問題が複雑に相互関連しているため、ユネスコ、OECD、ISOのようなくつかの政府間機構 (IGO) が積極的に関与してき

た。

ユネスコは1945年設立当初から図書館・アーカイブズプログラムに力をいれ、この分野の国際的活動に重要な役割を果たしてきた。また非政府間機構(Non-Governmental Organization)である国際図書館連盟(IFLA)および国際ドキュメンテーション連盟(FID)、国際文書館評議会(ICA)と密接な関係を維持しながら、図書館・博物館・アーカイブズ分野の発展に大きな影響を与えた。

ユネスコは1963年に国際連合世界大会(International World Conference)で国際間の情報伝達を組織化することを決議した。1967年には、科学技術情報の国際交換機構の設立を構想し、国際学術連合(International Council of Scientific Union: ICSU)と世界科学情報システムの可能性に関する共同研究を決議した。UNESCO/ICSU中央委員会から1969年に世界科学情報システム(UNISIST(World Science Information System))の可能性に関する報告書が提出された。1971年パリで開催された政府間会議(International Governmental Conference for the Establishment of World Science Information System)で上記の報告書が審議された。ユネスコは政府間会議の決議に基づいて、1972年に具体的にUNISIST事業計画と予算を作成し、各国ユネスコ委員会に配布した。1974年にはユネスコがIFLA、FID、ICAと共同で推進したNATIS(National Information System)計画が提起され、86か国代表が参加した政府間会議で採択された。NATIS計画の核心は、すべての国は国の発展のために情報を政策項目とし、その政策の方向は最終的には国際的な情報の相互交換を可能にするということにある。1976年第19回のユネスコ総会で科学技術情報・ドキュメンテーション、図書館、文書館分野の活動を統括する総合情報計画(General Information Program)が提案され、UNISISTとNATISは統合された。

経済開発協力機構(Organisation for Economic Cooperation and Development: OECD)も1963年に科学情報特別委員会を組織し、各国の科学情報活動の実態と政府の政策を分析し、情報と経済成長の関

係に関する研究に着手した。これは科学情報が研究・開発を通じ技術革新に必要な不可欠であることから、経済発展に及ぼす影響が大きいためである。OECDは個人情報の保護のためのガイドライン、越境データ流通(Transborder Data Flow: TDF)、情報技術の広範囲な活用による経済的な問題などを研究し、加盟国に情報・メディアおよび通信規制のための調整された政策を開発するよう支援した。

世界の工業製品やサービスの国際標準の制定を目的とする国際標準化機構(International Organization for Standardization: ISO)も、1960年代から標準化活動を積極的に展開した。ISOの活動はコンピュータと通信機械を含む多様な装備に関する技術の国際的標準化からはじまり現在には情報処理に至るまですべての分野に拡大している。各種の技術委員会(Technical Committee: TC)、小委員会、作業グループで構成され、コンピュータ情報処理分野はTC97が、書誌情報分野はTC46が担当している。

欧州連合(EU)は、ヨーロッパにおいて利用者に図書館・アーカイブズのサービスに対する最大のアクセス可能性を保障するために、EU全体の図書館情報および文書館プログラムを推進してきている。

以上でみたように図書館・アーカイブズ分野の国レベルの政策を超越したユネスコ、OECD、ISOのような政府間機構やIFLA、FID、ICAのような非政府間機構による、またEUのような地域連合による図書館・アーカイブズ分野における国際的な計画・活動が積極的に行われてきた。

この分野における国際協力の大きな傾向の一つは、ユネスコの活動でみられる総合政策指向である。各国の図書館・アーカイブズ関連の政策とその遂行に必要な総合的な方針・勧告などを行い、その計画から実践にいたるまでの広範囲な問題を国際的な協力で解決していく方向である。2つめは標準化指向である。上記の政策指向の国際協力においても標準化の問題は重要な課題であり、国際標準化機構が推進している標準化問題を中心とする動きがある。3つめは国際図書館連盟の諸プログラムに代表される国際書誌調整、資料の共同利用、資料の保存

など資料およびデータの共同利用を国際的に行う試みである。

この3つの国際協力の類型は相互に影響を与えながら展開されている。今日通信ネットワークは地球規模で接続・整備され、すべての基盤は標準化と総合的情報政策により体系化されていくことになる。図書館情報分野の国際的協力も総合政策指向、標準化指向、資源の共同利用の3つの協力形態で推進していくことが必要であり、重要な課題である。

3.2 図書館・アーカイブズ分野における国際協力の現状

上記で述べたように、ユネスコは設立時からIFLA、ICAと協力し、共同のプログラムを積極的に推進している。例えば、1976年第19回のユネスコ総会で提案された科学技術情報・ドキュメンテーション、図書館、文書館分野の活動を統括する総合情報計画(GIP)の一環として実施されている、1)「図書館、文書館、および世界の記憶の保全保存」プログラムと、2)「情報専門家・アーキビスト、図書館員の訓練」プログラム、3)加盟国のコンピュータ上の情報源へのアクセスに関する倫理的、法的側面を視野に入れた情報政策の実施の促進、情報システム、ネットワークのためのソフトウェア、新技術の普及、などがある。以下にその内容を簡単に紹介する。

1) 「図書館、文書館、および世界の記憶の保全保存」プログラム

- (1) ユニークな図書館蔵書や文書資料の保全
 - ・「文化発展の10年」への貢献として、新技術の適用およびIFLA、ICAとの協力による「世界の記憶」プログラムの推進
- (2) 図書館サービスの向上と発展途上国の科学技術文献へのアクセスの拡大
 - ・UNAL：生涯学習における図書館の役割についてのセミナーの開催、参加館の増加
 - ・INASP (International Network for the Availability of Scientific Publications) と協力し、国際図書・雑誌寄贈プログラムの強

化

- ・地域ドキュメント・デリバリーサービスの強化(訓練による)

(3) 社会、経済発展における図書館の役割の向上

- ・ICAと協力し、文書館サービスの向上
- ・RAMP (Records and Archives Management Program) の枠内で、防災に関するガイドラインの策定
- ・視聴覚アーカイブズのための訓練

(4) アレクサンドリア図書館

- ・「文化発展の10年」に関連し、エジプト政府と協力し、アレクサンドリア図書館の蔵書の構築
- ・国際委員会の開催

2) 「情報専門家・アーキビスト、図書館員の訓練」プログラム

IFLA、ICA、FIDと協力して、プログラム・アクションとして、図書館・文書館などの職員のための継続教育の実施および大学院レベルの教育コースに対する財政的支援を行っている。特に、アジア太平洋地域でのプログラム・アクションとして、1) コミュニティ図書館、学校図書館員のための図書館レベルのトレーニングコースの実施(3か国)、2) 主要な情報機関に勤務する情報専門家のための資質向上のためのトレーニングコースの実施(5か国)など、地域に密着した具体的なプログラムを実施している。

3) 加盟国のコンピュータ上の情報源へのアクセスに関する倫理的、法的側面を視野に入れた情報政策の実施の促進、情報システム、ネットワークのためのソフトウェア、新技術の普及を目的としたプログラム・アクションには、

- ・国レベルの情報政策の策定と実施の支援
- ・コンピュータ上の情報源へのアクセスに関する倫理的、法的側面についての専門家会議の開催
- ・CCF、文書資料の記述についての標準に関する

る活動の遂行

・情報システム、ネットワーク開発のための方法論的支援、などがある。

一方、国際図書館連盟(IFLA)は、他の国際機関との協力と通じて図書館情報関連の業務やサービスを遂行している。ユネスコとは公式的協力関係(Formal Associate Relations)を結んでおり、協力業務は定款に明示されているように連盟に対する寄与が多である。国際学術連合(International Council of Scientific Unions: ICSU)とは協力関係(associate status)を持っており、また世界的所有権機関(World Intellectual Property Organization: WIPO)および国際標準化機構(ISO)とはオブザーバー関係(observer status)を持っている。1999年には世界貿易機関(World Trade Organization: WTO)ともオブザーバー関係を結んでいる。

図書館情報の関連・類縁機関である国際ドキュメンテーション連盟(International Federation for Information and Documentation: FID)と国際出版社協会(International Publishers Association: IPA)とは諮問関係(Consultative status)を、国際文書館評議会(ICA)、国際博物館協議会(International Council of Museums: ICOM)、国際記念物遺跡会議(International Council on Monuments and Sites: ICOMOS)とは世界の文化遺産保護のための委員会(International Committee of the Blue Shield: ICBS、ブルーシールド国際委員会ともいう)のメンバーとして文化遺産の収集・普及のために協力している。

特に国際ドキュメンテーション連盟(FID)と国際文書館評議会(ICA)とは共同研究発表や業務協議など緊密な協力関係にあり、IFLAは他の国際機関、たとえば、国際成人教育協会(International Council on Adult Education: ICAE)、国際逐次刊行物システム(International Serials Data System: ISDS)とも諮問関係をもっている。その他、図書館関連団体の国際的組織である、国際音楽図書館協会(International Association of Music Libraries, Archives and Documentation Centre: IAML)、国際

工学系大学図書館協会(International Association of Technological University Libraries: IATUL)、英連邦図書館協会(Commonwealth Library Association: COMLA)、ヨーロッパ図書館連合(Ligue des Bibliothèques Européennes de Recherche: LIBER)、ヨーロッパ保健情報図書館財団(European Foundation for Health Information and Libraries: EFHIL)、カリブ海地域大学図書館協会(Association of Caribbean University Research and Institutional Libraries: ACURIL)、国際大都市図書館協会(International Association of Metropolitan Cities Libraries: INTAMEL)は投票権をもつ国際組織である。また、国際法学図書館協会(International Association of Law Libraries: IALL)、国家図書館長会議(Conference of Directors of National Libraries: CNDL)、国際青少年図書委員会(International Board on Books for Young People: IBBY)、国際情報処理連盟(International Federation of Information Processing: IFIP)などの非政府組織(NGO)とも諮問関係をもっている。

次に、図書館・アーカイブズ関連の国際機構とその情報源として、上記で述べた国際機構のなかで、まず、図書館・博物館・文書館分野に大きい影響力を持つユネスコ、図書館情報分野に大きい影響力をもつIFLA、アーカイブズ分野に大きい影響力をもつICA、各々の組織、機構および情報源について紹介する。

3.3 ユネスコ(国連教育科学文化機関：UNESCO)

ユネスコは、諸国民の教育、科学、文化の協力と交流を通じた国際平和と人類の福祉の促進を目的として、1946年に創設された国際連合の専門機関である。2009年10月現在193か国の加盟国、その他、連携メンバー(Associate Member)としてマカオ等の7地域が参加している。ユネスコの組織は、ユネスコの最高意思決定機関である総会(General Conference、2年に1回開催される)、執行委員会(Executive Board、58か国の政府代表が参加、年

2回開催される)、その傘下に5つの局(教育、自然科学、人文・社会科学、文化、情報・コミュニケーション)といくつかの横断的部局とが管理担当部局と協力して様々な事業を実施している。

本部はパリにあり、世界51か所に地域事務所がある。その内訳は1) 地域レベルの活動を管轄する地域事務所(クラスターオフィス: Cluster Office)が27か所、2) 事業活動の円滑な実施のための特定の国に置かれる地域事務所(ナショナルオフィス: National Office)が21か所、3) 特定の分野について地域および地域事務所等への助言等を行う地域事務局(リージョナルビューロー: Regional Bureau)10か所(うち8か所はクラスターオフィスを兼務)、4) 国連および他の国連関係機関との連絡調整等のために置かれる連絡事務所(リエゾンオフィス: Liaison Office)が2か所である。

ユネスコの組織の中で、図書館・アーカイブズ関連の部署である文化局(Culture Sector: CLT)と情報・コミュニケーション局(Communication and Information Sector: CI)は、以下の活動を推進している。

- ・文化局(Culture Sector: CLT)の主な事業
 - 1) 世界の文化遺産の保護
 - 2) 文化政策、文化産業、文化間対話の強化
 - 3) 局間横断的事业(他局と共通)
 - ・教育・科学、文化の発展および知識社会の構築のための情報・コミュニケーション技術(ICT)への貢献

文化局(Culture Sector: CLT)には、文化遺産部(CLT/ACE)、文化政策・文化間対話部(CLT/CPD)、と独自の予算と委員会(年1回)をもつ世界遺産センター(CLT/WHC)がある。

- ・情報・コミュニケーション局(Communication and Information Sector: CI)の主な活動
 - 1) 表現の自由に重点をおいた情報と知識へのアクセスを通じた人々の能力の強化
 - ・表現の自由とユニバーサルアクセスの促進のための環境の創造
 - ・コミュニティアクセスとコンテンツの多様

性の促進

- 2) コミュニケーションの開発および教育、科学、文化のためのICTの促進
 - ・メディア開発の促進
 - ・教育・科学、文化におけるICT利用の促進
- 3) 局間横断的事业(他局と共通)
 - ・教育・科学、文化の発展および知識社会の構築のための情報・コミュニケーション技術(ICT)への貢献

情報・コミュニケーション局には、表現の自由・民主主義・平和部(CI/FED)、コミュニケーション開発部(CI/COM)、情報社会部(CI/INF)があり、情報社会部には、情報インフラストラクチャー課、情報ポータル課、情報アクセス・保存課、資料センターがある。

情報・コミュニケーション局(CI)の主な事業には、

- 1) 皆のための情報(Information for All: IFA)
 - 情報におけるデジタル・ディバイドによる貧富の差を縮小し、すべての人のための情報、知的社会の構築を目指す。
 - 2) 国際コミュニケーション開発計画(International Programme for the Development of Communication: IPDC)
 - 出版の自由、メディアの多様性・独立性、地域のメディアの開発・能力の促進を目指す。
- ・UNESCO Archives

1947年に設置されたユネスコ・アーカイブズは、ユネスコの文書館としてユネスコのすべての文書・資料・記録などを収集、蓄積し、国際的に情報を提供する機関である。現在188か国が会員として登録している。

ユネスコ・アーカイブズの記録・史料類(archival series)は、ユネスコの目的・機能、合意文、協定書、書信、報告書、出版物など、原文記録、文書、写真、音響記録、マイクロ資料などで構成される。これらの記録・史料類は国際十進分類法(Universal Decimal Classification: UDC)により組織化されている。電子記

録類 (electronic archives) は別途提供され、アクセスが制限されている。その他、オンライン文書 (Files online)、ユネスコ関連サービス (Related UNESCO Services)、新刊出版物 (Just Published) を通じ、ユネスコの膨大な情報源にアクセス可能にしている。

ユネスコの図書館・アーカイブズ関連の主要情報サービスは以下のとおりである。

図書館：<http://www.unesco.org/library>

アーカイブズ・ポータル：

<http://www.unesco.org/cgi-bin/webworld/portal/archives/>

写真資料：<http://www.unesco.org/photobank/>

国際機構のアーカイブズの案内：

<http://www.unesco.org/archives/sio>

ユネスコ歴史プロジェクト (UNESCO History Project) の目的は、ユネスコ設立以降の重要な活動の歴史に関する調査研究および一般の研究者にユネスコ・アーカイブズの利用を奨励することである。ユネスコ歴史プロジェクトを管理・遂行するために2006年に国際科学委員会 (International Scientific Committee) が設立された。

・ UNESCO MOW (Memory of the World) ユネスコ世界記録遺産

全世界の記録遺産の保存と利用のために記録遺産の目録を作成し、効果的な保存方法を講じて多様な記録遺産に世界の人々へのアクセスと利用を奨励するためのユネスコの国際的な事業である。1992年に創設され、1995年に世界遺産登録の選定基準を作成、登録制度を勧告したことで始められた事業である。組織は国際諮問委員会と地域委員会および国家委員会と事務局で構成されている。地域委員会は5つの地域で構成され、1998年北京会議でアジア・太平洋地域委員会が設立された。国家委員会は45か国に設立されており、事務局はユネスコ本部の総合情報事業局 (GIP) が担当している。

MOW プログラム関連の電子出版物、MOW

プログラム関連の総会および行事関連のドキュメント、小冊子、CD-ROM など、ユネスコが出版または支援した刊行物、MOW 関連のすべてのデータベース、広報資料などすべてを提供している。

‘New Archives’ は1999年から2006年までの世界各国のMOW関連記録資料を原文で提供し、‘Documents/publications’ では各々のドキュメントと出版物をPDFでリンクしている。国際・地域・国レベルの各プロジェクトとMOW関連行事は‘Projects’ と‘Events’ で原文と写真資料等を提供しており、容易に閲覧できる。

3.4 IFLA (国際図書館連盟)

1927年に創設されたIFLAは、各国の図書館協会および図書館情報専門職、情報関連機関を網羅した世界的規模の専門・専門職団体である。現在144ヶ国から17の国際協会会員 (International Association Members)、137の国家図書館協会会員 (National Association Members)、1,087の機関会員 (Institutional Members) および331の個人会員 (Personal Affiliates) で構成されている。その他、34の後援機関 (Corporate Partners) と16の諮問役割をする機関 (Bodies with Consultative Status) が参加している。国際図書館連盟は非営利・独立の国際的非政府組織 (an independent international non-governmental association) として本部はオランダのハーグにある。

IFLAの構成は定款によると大きく会員 (members)、加入者 (affiliates)、諮問資格の機構 (bodies with consultative status) 等で構成されている。会員の資格は協会会員 (Association Members)、機関会員 (Institutional Members)、名誉会員 (Honorary Members) となっている。協会会員は連盟の目的遂行に関連する国際協会 (International Association Members) および各国の図書館協会 (National Association Members) が含まれている。このような協会会員は国家、多数国間、または国際的な図書館・

情報サービス体系を確立するために活動する。機関会員は図書館・情報センター、図書館情報学校、研究機関、その他連盟の目的遂行に関連する関係機関・機構が含まれている。

上記の構成員のうち、個人加入者 (Personal affiliate) および諮問資格を持つ機構は投票権をもたないが、連盟の活動に参加している。例えば、国際ドキュメンテーション連盟 (FID)、国際文書館評議会 (ICA)、国際成人教育協会 (ICAE)、国際出版社協会 (IPA)、国際逐次刊行物データシステム (ISDS) 等である。

一方、図書館・情報センター及び図書館情報活動に関係する国際的組織・機構は投票権をもつ協会会員として連盟の活動に参加している。例えば、国際音楽図書館協会 (IAML)、国際工学系大学図書館協会 (IATUL)、英連邦図書館協会 (COMLA)、ヨーロッパ図書館連合 (LIBER)、スカンジナビア芸術図書館協会 (ARLIS/NORDEN) 等は国際または国家単位の協会会員として活動をしている。

また、情報アクセスと表現の自由に関する委員会 (Committee on Free Access to Information and Freedom of Expression: FAIFE)、著作権とその他の法的問題に関する委員会 (Committee on Copyright and Other Legal Matters: CLM) がそれぞれコペンハーゲンとロンドンに事務所を設置し活動している。IFLA は国際文書館評議会 (ICA) 等の国際的な関連団体と協力して世界の文化遺産保護のための委員会 (International Committee of the Blue Shield: ICBS) を構成し、特別の調査や広報、セミナー等を開催している。

IFLA の組織体系は大きく、すべての会員が参加する 1) 評議会 (Council) を中心に、2) 執行理事会 (Executive Board)、3) 専門理事会 (Professional Board)、4) プログラム管理委員会 (Program Management Committee)、5) 部会 (Divisions)、6) 分科会 (Sections)、7) ラウンド・テーブル (Round Tables)、8) 実務グループ (Working Groups)、9) 討論グループ (Discussion Groups)、10) 特別委員会 (Committee) で構成されている。それら各々の

組織は相互密接な関連をもって運営されている。分科会ではそれぞれ常任委員会 (Standing Committee) を組織し、部会では部会別の調整委員会 (Coordinating Committee) を組織して関連諸般の問題を議論している。

IFLA の組織のうち、もっとも重要な事業・プログラムを実施している、プログラム管理委員会 (Program Management Committee)、部会 (Divisions)、IFLA の情報・資料を生産・普及する出版および編集委員会について概説する。

・プログラム管理委員会 (Program Management Committee)

プログラム委員会の主要目標は連盟の核心推進事業を調整、管理し、部会及び分科会の業務とプログラム間の相互協力を促進することである。そのためにプログラムの目標樹立、財政の確保および機能定立等を行う。委員会は(1)図書館振興プログラム (ALP)、(2)出版物の世界的利用プログラム (UAP)、(3)国際書誌調整と国際マークプログラム (UBCIM)、(4)資料の保存プログラム (PAC)、(5)国際情報流通と遠距離通信プログラム (UDT) を主要推進プログラムとして管掌している。

プログラム管理委員会の構成は連盟の会長 (執行理事会議長)、専門理事会議長、国家図書館長会議 (The Conference of Directors of National Libraries) 議長、執行理事会が任命した委員 2 名、事務総長が本部事務局職員の中から任命した書記で構成される。委員会は樹立した目標を達成するために事業の目標を決め、推進方法および所要資源を決定する。また委員会は執行理事会に対し所要予算を要請し、プログラムの優先順位を決め必要によりプログラムの設置、強化、中止を勧告する。またプログラム主催機関の代表者の諮問を受け、また委員会は専門理事会と執行理事会に年 2 回、事業の推進結果を報告しなければならない。

・部会 (Division)、分科会 (Section)、ラウンドテーブル (Round Table) 等

IFLA の専門的活動の中心組織である部会は分科会、ラウンドテーブル及び実務グループなどで構成されている。現在、以下の8つの部会、35の分科会、9つのラウンドテーブル、4つの討論グループ (Discussion Group)、1つの実務グループ (Working Group)、2つの委員会 (Committee) がある。

第1部会 (Division I) :

総合的研究図書館部会 (General Research Libraries)

第2部会 (Division II) :

専門図書館部会 (Special Libraries)

第3部会 (Division III) :

一般大衆にサービスする図書館部会 (Libraries Serving the General Public)

第4部会 (Division IV) :

書誌調整部会 (Bibliographic Control)

第5部会 (Division V) :

コレクション・サービス部会 (Collection and Services)

第6部会 (Division VI) :

経営管理及び技術部会 (Management and Technology)

第7部会 (Division VII) :

教育及び研究部会 (Education and Research)

第8部会 (Division VIII) :

地域活動部会 (Regional Activities)

IFLA の専門的活動のために組織された部会は専門的業務を促進・調整するために、(1)図書館・情報センターの類型、(2)図書館・情報センターの活動、(3)地域的活動に区分され、8分野に分けられている。

各地域の分科会常任委員会は地域的に代表性をもたせるために地域別に5名以下の当該地域居住の委員で構成される。IFLA の執行理事会は専門理事会の勧告により地域事務所を設置し、その事務所は連盟の出版物、会議資料、その他の文献の総合情報センターとしての役割と地域ニュースレターを制作・配布する業務を遂行する。

・出版及び編集委員会 (Publications Committee)

IFLA の出版物は図書館情報分野のすべての主題を包含しており、多様な形態で出版されている。出版物は本部事務局、専門理事会内の部会や分科会等で独自のまたは他の機関との協力により発刊している。定期的に出版されている出版物としては、IFLA Journal(年6回)、IFLA Professional Reports, Section and Round Table Newsletters, Core Programmes Newsletter and Publications, Conference Proceedings, Policies and Procedures, Corporate Documents, IFLA Saur Publications 等があり、各プログラム別に Newsletter、Occasional Paper、Annual Report 等を出版している。

・コア・プログラムの主要内容 (IFLA Core Program)

IFLA は図書館・情報サービス関連の多様な部門の事業を推進しており、重点的に推進している5つのコア・プログラムがある。

1) 図書館振興プログラム (Advancement of Librarianship Program: ALP)

1984年ナイロビ総会から開始されたこのプログラムの目的は開発途上国において図書館情報専門職、図書館および情報サービスを向上させることである。これらの地域において各国の図書館協会を支援し、継続教育および訓練、リテラシーおよび一般大衆への図書館情報サービスの促進、図書館・情報センターへの新しい技術の導入等をその活動目標としている。

ALP プログラムは多様な領域の事業を推進しており、そのために地域および国際的組織や連盟の関連機構との積極的な協力を展開している。このプログラムの国際拠点 (International Focal Point) はスウェーデンのウプサラ (Uppsala) 大学図書館に設置され、3つの地域事務所 (アフリカ、アジア・オセアニア、ラテンアメリカ・カリブ海諸国) と地域活動部会、傘下の3つの分科会、その他の後援機関と緊密に協力している。各地域事務所の役割としては、(1) IFLA の出版物、会議資料、その他関連文献を

提供する地域の総合情報センター、(2)地域のニュースレター発行及び配布、(3)情報提供及び広報センター、(4)事務所の管理・運営などがあげられる。各地域事務所の活動としては、国家図書館の下部組織の展開、農村地域利用者のための公共図書館の設置、障害者のための図書館サービスの開発、司書職の地位向上、図書館情報学教育のカリキュラム開発および継続教育の増進、地域内の図書館情報関連団体との交流などを推進している。出版物としては、ALP Project Report Series, Medium Term Program (1998-2001), Annual Report などがある。

2) 出版物の世界的利用 (Universal Availability of Publications: UAP)

このプログラムの目標は出版物の内容と形式に関係なく、出版物の活用を極大化する、すなわちすべての人がすべての出版物を利用できるようにすることである。出版物には印刷資料、灰色文献、視聴覚資料、電子的形態の記録資料が含まれ、出版社、ディストリビュータ (書籍販売者、データベース、ホスト、ネットワーク供給者など)、図書館・情報センター、個別利用者など広範囲な領域に関連している。現在、このプログラムの本部は英国図書館文献提供センター (British Library Document Supply Centre: BLDSC) 内にあり、ここでは国際的な相互貸借に参加する人々の実務的な支援を提供、関連する人々に必要な情報を収集・出版し、相互貸借関連の調査・研究を遂行・支援している。

プロジェクトとしては UNESCO と共同で推進している世界主要文化機関所蔵のデジタル資料の調査 (IFLA/UNESCO Survey of digitised collections in major cultural institutions), IFLA Voucher Scheme と IFLA Loan/Photocopy Request Forms などがある。出版物としては、UAP Newsletter, UAP Publication List, National Libraries of the World; an Address List, Directory of Union

Catalogues, IFLA Fax Guidelines, IFLA Guidelines for sending ILL Requests by Mail, Medium Term Program (1998-2001), Annual Report などがある。

3) 国際書誌調整と国際マーク (Universal Bibliographic Control and International ARC Core Program: UBCIM)

国際書誌調整 (UBC) と国際マーク (International MARC = Machine Readable Catalog: 機械可読目録) が主な事業である。このプログラムは 1974 年から始められ、国際マーク (International MARC) 事業を統合し、その名称が UBCIM に変更された。このプログラムの本部はドイツ国立図書館内にある。国際書誌調整と国際マークはまず国レベルでの書誌調整および書誌データの国際的交換のためのシステム開発及び標準化に関する活動を調整することである。それとともに国際的な書誌および作成形式の標準化に関連する出版事業を行っている。このプログラムのうち、国際書誌調整は、関連の部会および分科会の専門的活動に対する支援、書誌及び作成形式 (フォーマット) の標準化を維持する役割を担当している。

国際マークは国際標準書誌記述 (International Standard Bibliographic Description: ISBDs)、UNIMARC、および MARC データベースに関する指針などを作成し、配布している。特に国際的書誌調整を行うために各国の書誌作成機関はその国の書誌情報を国際書誌標準に合わせた形式、さらに他の国家間に相互交換できるように記録する責任をもつ。またこの事業は機械可読型データの交換のための標準を制定・維持し、適切な時期に電子的ネットワーク環境においての標準開発を含む。常設の UNIMARC 委員会が維持・開発および調整のために設置されている。このプログラムは書誌調整部会 (Division of Bibliographic Control) と情報技術分科会 (Section

on Information Technology) にも関連している。その他、他の部会・分科会、ISO、TC46、ISBN、ISSN の等の他の組織の関連活動にも関心をもっている。

出版物としては、International Cataloguing and Bibliographic Control(ICBC), UNIMARC Manual, UNIMARC Authorities, UNIMARC Guidelines Series(No.1-6), Annual Report などがある。

4) 資料の保存 (Preservation and Conservation: PAC)

1984年ナイロビ総会期間中から図書館資料の保存に関する国際協力に関心が集中したが、実際の資料保存事業はIFLAとユネスコと国家図書館長会議(CNDL)の財政的支援で1986年ウィーンで開催された図書館資料の保存に関する会議で着手された。

資料の保存プログラムはすべての形態の出版物、貴重な図書館・文書館資料を長く保存するために保護するという重要な目的をもつ。これはすべての関連機関、情報・文化遺産の専門家、政府および一般の人々に対し、その認識を高めることである。このプログラムの主な目標は訓練、情報の生産と配布、新しい技術を開発するための研究・参加などを含む。このプログラムの国際拠点センター(Focal Point International Centre)は1992年からフランス国立図書館となっている。また6つの地域センターは米国の議会図書館、ベネズエラ国立図書館(カラカス)、オーストラリア国立図書館(キャンベラ)、日本の国立国会図書館、ロシア外国文学図書館(モスクワ)に設置されている。パリにある国際拠点センター(フランス国立図書館)が西ヨーロッパ・中東・アフリカ地域の地域センターの役割を遂行している。

各地域センターはその地域の重要関心事により業務を推進し、その主要任務は資料保存事業の目標の承認と、出版とセミナーおよび

会議などで他のセンターとの協力を図ることである。主なプロジェクトとしてはIFLAのPACプログラムとUAPプログラムの共同プロジェクトとして行われた世界主要文化機関のデジタル所蔵資料の国際的調査(Worldwide survey of digitised collections in major cultural institutions: an IFLA PAC/UAP joint project)とIFLAとICAが共同で推進しているJICPA(Joint ICA/IFLA Committee for Preservation in Africa)がある。JICPAは特にアフリカ地域の図書館員および文書館員(アーキビスト)の保存に関する認識と理解を高めるために1996年から訓練ワークショップ(Training Preservation Workshop)を数回開催している。出版物としては、International Preservation News, IFLA Principles for the Care and Handling of Library Materials, Annual Report などがある。

5) 国際情報流通と通信事業 (Universal Data-flow and Telecommunications Core Program: UDT)

1984年に開始されたこのプログラムは連盟の活動と研究を促進する一つの拠点として国際的な図書館情報社会にIFLANET電子サービスを維持し、図書館情報分野におけるデータの電子的流通の障壁を克服するために適切な標準の仕様を調整し、適切な技術の使用を促進し、適切な政策問題を扱っている。本部はカナダ国立図書館(オタワ)情報技術部内に設置され、図書館およびIFLAの事業と課題を支援において効率的な関連技術の使用を促進することを目標に、以下の業務を推進している。(1)IFLANET電子サービスを運営し、開発を促進する、(2)IFLANET電子サービスや他の技術を用いて他の核心推進事業・部会・分科会を援助し支援する、(3)教育と訓練を通じて電子技術の効率的な使用とデジタルライブラリアンの開発を促進する、(4)図書館・情報センターの特別な要請に

対する標準・技術・政策の分析・開発のための拠点としてサービスを行う。また、電子図書館の開発に適應する情報技術と標準を分析して促進し、ネットワーク資源の探索、情報検索、デジタル化およびメタデータの標準化を行うことが重要な領域である。出版物としては UDT Occasional Papers, UDT Series on Data Communication Technologies and Standards for Libraries, Annual Report などがある。

3.5 ICA (国際文書館評議会)

ICA (International Council of Archives) は、1948年6月パリで開催されたユネスコ主催の記録保存専門家会議により設立され、第1回総会が1951年8月パリで開かれた。現在、122か国の760の会員で構成されており、本部はパリにある。会員は、各国の国立公文書館 (Category A)、記録管理専門家および関連専門家協会 (Category B)、記録関連機関 (Category C)、個人会員 (Category D)、記録専門家 (Category E) で構成される。

その設立目的は(1)各国の記録保存機関および記録保存専門家との相互連携の強化、(2)記録物の国際的保存、保護等の諸方法の開発促進、(3)記録保存物の有機的・効果的利用、(4)記録保存政策・行政の国際的基準および活動の調整と促進、等である。

その使命は、

- (1) 国際機構、政府および非政府機構との協力のもと、すべての国に対する文書館設立の奨励および支援、
- (2) レコードと記録管理分野に関する実務、標準開発およびその他の活動との連携・協力の奨励、
- (3) レコードおよび記録管理と保存に関連する専門家の訓練に関するすべての国の記録分野の専門家、専門家団体、公的・私的組織との間の関係の維持および強化、
- (4) コンテンツの周知およびアクセスの最大化を奨励するため、記録の解説と活用の促進、等である。

文書館員、専門家などの活動上の連携、文書の保存、整理、管理、専門家養成等に関して国際協力を図り、適切な指導・助言を行う活動を主に行っている。

ICAの組織は、最高意思決定機構である総会 (General Assembly) と、代表者会議 (Delegates Meeting)、議長、5人の副議長、執行委員会 (Executive Committee)、専門家協会および機関で構成される。本部にある3つの執行委員会の他に、各地域の支部と分科委員会により各種業務が遂行される。

(1) 総会：

国際アーカイブズ総会 (International Congress on Archives) を4年ごとに開催する。1950年第1回総会開催以来、第16回総会が Kuala Lumpur で開催された。

(2) 執行委員会：

- ・ICA/CAD (The Commission on Archival Development)：アーカイブズ開発委員会
- ・ICA/CSP (The Program Support Commission)：プログラム支援委員会
- ・ICA/CPM (The Program Management Commission)：プログラム管理委員会

(3) 地域別支部：

- ・ALA (Latin America-Association Latinoamericana de Archives)
- ・ARBICA (Arab Regional Branch)
- ・CARBICA (Caribbean Regional Branch)
- ・CENARBICA (Central Africa Regional Branch)
- ・EASTICA (East Asian Regional Branch)
- ・ESARBICA (Eastern and Southern Africa Regional Branch)
- ・EURASICA (Eurasia Regional Branch)
- ・EURBICA (European Regional Branch)
- ・NAANICA (North American Archival Network)
- ・PARBICA (Pacific Regional Branch)
- ・SARBICA (Southeast Asia Regional Branch)
- ・WARBICA (West African Regional Branch)

ICAが生産する情報・資料は以下のように配布・出版されている。

(1) 配布方針：

「Download Center」から出版物以外にも公
式文書、現在進行中の研究資料や他の機構で発
行された専門資料の検索が可能である。また、
分野別（主題別）や言語別もあり、原本が必要
な場合は電子メールで連絡可能である。

(2) 出版物：

下記のリストは ICA が刊行する代表的な出
版物としてホームページ上の [Download Cen-
ter] から無料で利用できる。

- ・ Comma (2001～) Comma, International Jour-
nal on Archives：ICA の代表的な学術誌
- ・ Flesh (2003～) 年 3 回刊行の ICA の活動報
告の紹介誌
- ・ ICA Standards：国家および国際標準に基づ
いた国際的指針と勧告の提供
- ・ ICA Studies：研究報告書
- ・ CITRA (Conference of the Round Table on
Archives) Proceedings：記録に関連する国
際円卓会議の年間会議録である。1999 年ま
では別途出版されていたが、現在は Comma
に含まれる。
- ・ Archival Building Case Studies：記録管理分
野構築の有用な事例研究集
- ・ ICA Bibliographies：記録関連の図書、定期
刊行物の記事、会議資料等に関する書誌情報
提供
- ・ Archivum (1951-2000)：英、仏、独、西、伊
語の 5 カ国語で刊行された Review 誌
- ・ Janus (1983-2000)：定期刊行物

(3) 主な指針書：

- ・ ISAAR (CPF): International Standard Ar-
chival Authority Record for Corporate Bod-
ies, Persons, and Families, First Edition, 1995
(Replaced 2004)
- ・ ISAAR (CPF): International Standard Ar-
chival Authority Record for Corporate Bod-
ies, Persons, and Families, Second Edition,
2004

・ ISAD (G): General International Standard
Archival Description, Second Edition, 1999

以下は次号

引用・参考文献

1. Union of International Associations, ed. Year-
book of International Organizations, 2009/2010,
Edition 46, Vol. 5, p. 3, New York: saur.
2. 国際法学会編. 国際関係法辞典 (第 2 版), 三
省堂, 2005, p. 259.
3. 横田洋三編著 国際機構入門 国際書院,
1999, p. 253-257.
4. Feather, John & Paul Sturges, ed. International
Encyclopedia of Information and Library Sci-
ence. London, Routledge, 1996, 465p.
5. Williams, R. The Role of Intergovernmental Or-
ganizations in International Information Tran-
sfer and Policy. Special Libraries. Vol. 79, No. 1
(Winter 1988), p. 1-8.
6. Shaff, R.W. Information Policies of International
Organizations. Government Publications Re-
view, Vol.17 (1990), p. 49-61.
7. 金容媛. 図書館情報サービス分野における国際
協力. 文化情報学：駿河台大学文化情報学部紀
要, 第 8 巻第 1 号 (2001.6), p.7-23.
8. 金容媛. European Union (欧州連合) の情報イ
ンフラストラクチャー. 文化情報学：駿河台大
学文化情報学部紀要, 第 1 巻 (1995.3), p. 23-
38.
9. 金容媛著. 図書館情報政策. 丸善, 2003,
234p.

URL:

UNESCO: <http://www.unesco.org>

IFLA: <http://www.ifla.org>

ICA: <http://www.ica.org>

International Organizations and their information resources in Library and Archives fields.

—for advancing accessibility and availability of international organizations information—

By Yong Won KIM

[Abstract] The increasing complexity of the issues involved the international flow of information has had serious effects on the roles of intergovernmental organizations (ie. UNESCO, ISO) and non-governmental organizations (ie. IFLA, ICA). This paper aims at advancing the awareness and use of the information materials originated and distributed by international organizations. This paper reviews the various types of international cooperation in library and archives fields, particularly UNESCO, IFLA and ICA, to promote high standard of provision and delivery related with libraries and archives information service help guarantee that free access and availability of information.